

第1号被保険者(65歳以上)の令和8年度介護保険料について

所得段階	対象者		年間保険料額	
第1段階	世帯非課税	本人非課税	①生活保護受給者、②老齢福祉年金受給者、③本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、82.65万円以下の方 基準額 × 0.285	24,100円
第2段階			本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、82.65万円を超え120万円以下の方 基準額 × 0.485	41,000円
第3段階			本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、120万円を超える方 基準額 × 0.685	57,900円
第4段階	世帯課税	本人非課税	本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、82.65万円以下の方 基準額 × 0.90	76,100円
第5段階			本人の前年の（課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額）が、82.65万円を超える方 基準額	84,600円
第6段階		本人課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方 基準額 × 1.20	101,500円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 基準額 × 1.30	109,900円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 基準額 × 1.50	126,900円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 基準額 × 1.70	143,800円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 基準額 × 1.90	160,700円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 基準額 × 2.10	177,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 基準額 × 2.30	194,500円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方 基準額 × 2.40	203,000円

課税年金収入額……………公的年金のうち老齢年金などの課税対象となる種類の年金収入額（遺族年金、障害年金などの非課税年金は含まれません。）

合計所得金額……………年金・給与等の全収入から各種控除（年金・給与控除等および譲渡所得の特別控除等を含む）を差し引いたものをを用います。

年金からの仮徴収について

年間保険料額が決定してから特別徴収（年金からの天引き）を開始すると、10月以降の年金から徴収する額が高くなってしまうため、前年度に引き続き特別徴収の方は、4・6・8月分の年金から天引きする金額は、前年度の2月と同じ金額を「仮徴収額」として徴収します。

※8月の仮徴収額については、金額が変更になる場合があります

●公的年金からの特別徴収額の計算方法

仮徴収額			本徴収額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月の徴収額と同じ額ずつ			(年間保険料－仮徴収額)の1／3ずつ		

滞納者に対する給付制限

介護サービスを利用する場合に滞納があると、未納期間に応じて給付制限の措置がとられ、滞納した保険料額よりも高額な負担になる場合があります。

また、2年以上経過すると「時効」により、後からは納められなくなりますのでご注意ください。

口座振替を推進しています

口座振替の手続きを行っておくと、納め忘れがなく安心です。特別徴収が始まると自動的に変更になりますので、二重で引き落としになることはありません。

【問合先】 長寿保健課介護保険グループ

☎ (0879) 26-1360

介護保険料納入通知書の見方

令和〇年 〇月 〇〇日

769-2792

香川県東かがわ市

湊1847番地1

○○ ○○ 様

香川県東かがわ市長

上村 一郎

令和8年度 介護保険料納入通知書

令和8年度分(令和8年度調定分)の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	0000000000	被保険者氏名	〇〇 〇〇
生 年 月 日	昭和〇年 〇月〇日	性 別	〇
住 所	香川県東かがわ市湊1847番地1		
決 定 年 月 日	令和〇年 〇月〇日	決 定 理 由	

年間保険料額		月	期別	保険料額(円)		普通徴収の場合の納期限
●●●●, ●●●●円		4月	1期	特別徴収	00,000	
		5月				
		6月			00,000	
		7月				00,000
		8月	2期		00,000	
		9月				00,000
		10月			00,000	
		11月				00,000
		12月	3期		00,000	
						00,000
					00,000	
						00,000
			4期		00,000	
						00,000
					00,000	
						00,000
				合計額	●●●●, ●●●●円	

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期	月数	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ②×①/12	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④
保険料の算定基礎となる月数や保険料段階、算出額が表記されています 保険料の対象となる月は						

保険料の算定基礎となる月数や保険料段階、算出額が表記されています

保険料の対象となる月は

- ・65歳の誕生日(1日生まれの場合は前月)、転入された月 から
- ・死亡された日の翌日の前月、転出月の前月までとなります

死亡された日の翌日の前月、転出月の前月までとなります					公的年金等の収入金額	合計所得金額

保險料

金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

保険料段階の算定根拠が表記されています

東かがわ市役所 長寿保健課 電話:0879-26-1360

普通徴収で口座振替を申込みされている方は、口座情報が表記されています

※日本年金機構から届く年金振込通知書に記載の特別徴収額と異なる場合がありますが、実際に特別徴収される額は、こちらの通知書に記載の額となります